


工事請負契約における 設計変更ガイドライン(総合版)

設計変更手続きの明確化

平成25年 5月

 関東地方整備局
企画部 技術管理課

P. 1

設計変更とは

■設計変更とは

・工事請負契約書第18条から第24条及び共通仕様書共通編1-1-13から1-1-15に基づき、契約図書を変更すること。

《工事請負契約書》

- ・第18条(条件変更等)
- ・第19条(設計図書の変更)
- ・第19条の2(設計図書の変更に係る受注者の提案)
- ・第20条(工事の中止)
- ・第21条(受注者の請求による工期の延期)
- ・第22条(発注者の請求による工期の短縮等)
- ・第23条(工期の変更方法)
- ・第24条(請負代金額の変更方法等)

《共通仕様書共通編》

- ・1-1-13(工事の一時中止)
- ・1-1-14(設計図書の変更)
- ・1-1-15(工期変更)

■設計変更の方法

・工事請負契約書第23条(工期の変更方法)及び第24条(請負代金額の変更方法等)に基づき、発注者と受注者が協議して定める。

P. 2

■設計変更が可能な主なケース（契約書第18条第1項及び第20条第1項より）

- ・図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合
- ・設計図書に誤謬又は脱漏がある場合
- ・設計図書の表示が明確でない場合
- ・設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
- ・設計書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合
- ・受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合

↓ 具体的には

1. 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合**（ただし、所定の手続きが必要。）
2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責によらず、工事着手出来ない場合**
3. **所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」**によるもの。
（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
4. 受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合。

P. 3

設計変更の手続き

※変更見込金額が**請負代金額の30%を超える場合**は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、**原則として別途契約**。

工事請負契約書第18条に基づく調査・報告

設計変更の必要性（**設計変更審査会で審議**）

総括監督員による変更内容の掌握、予算の範囲内であることの確認

※変更が極めて軽微な場合には主任監督員が行う。

契約担当官等の承認

※変更内容が以下の場合に限る。

- ・変更見込金額が請負代金額の20%（概算数量発注に係るものについては25%）を超えるもの又は4000万円を超えるもの
- ・構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

設計図書の変更（工事請負契約書第18条・第19条に基づく訂正又は変更）
契約変更（工事請負契約書第23条・第24条に基づく協議）

変更内容が以下の場合には遅滞なく、その他の場合には軽微な設計変更として工期末に行う。

- ・構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
- ・新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の20%（概算数量発注に係るものについては25%）を超えるもの

P. 4

【基本事項】

◆下記のような場合においては設計変更が可能である。

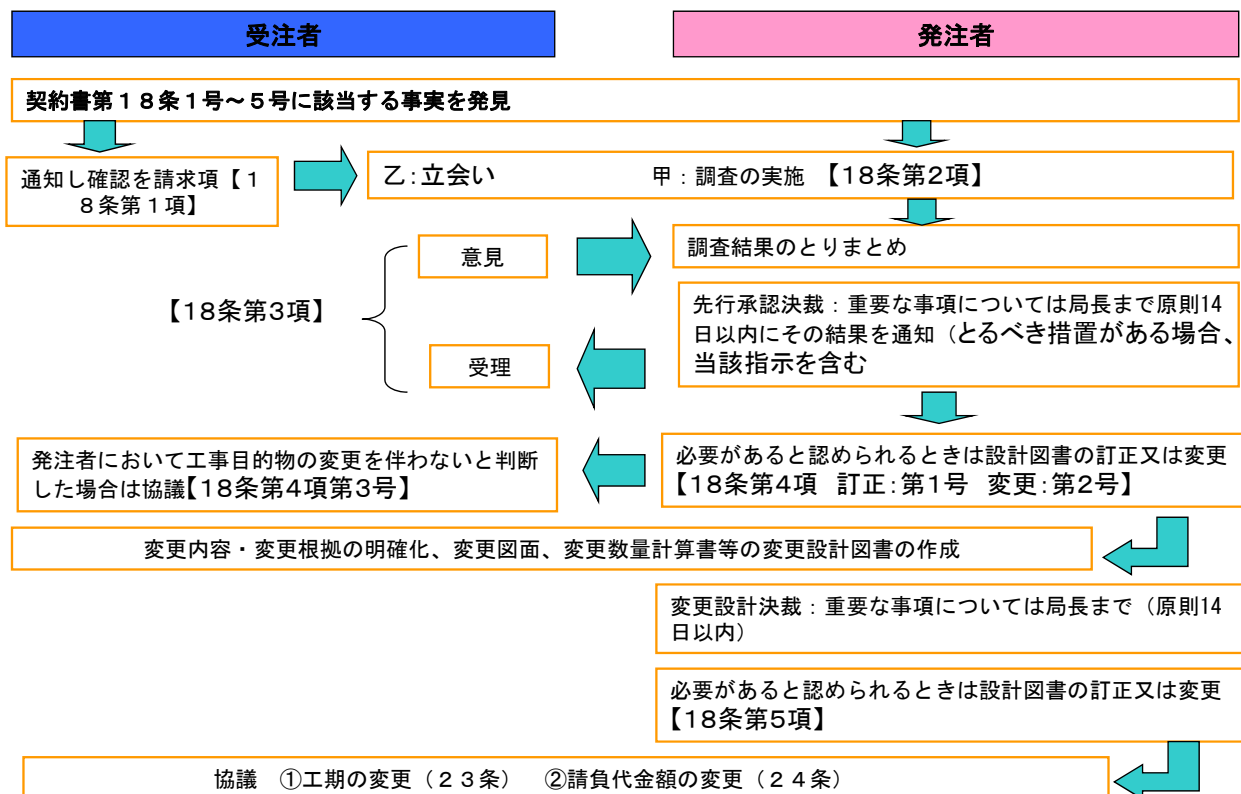
1. 仮設(任意仮設を含む)において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかつた土質条件や地下水位等が現地を確認された場合**
(ただし、所定の手続きが必要。)
2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責によらず、工事着手出来ない場合**
3. **所定の手続き(「協議等」)を行い、発注者の「指示」によるもの。**
(「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。)
4. 受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合。

【留意事項】

◆設計変更・先行指示にあたっては下記の事項に留意する。

1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
2. 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にする。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。)
3. 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

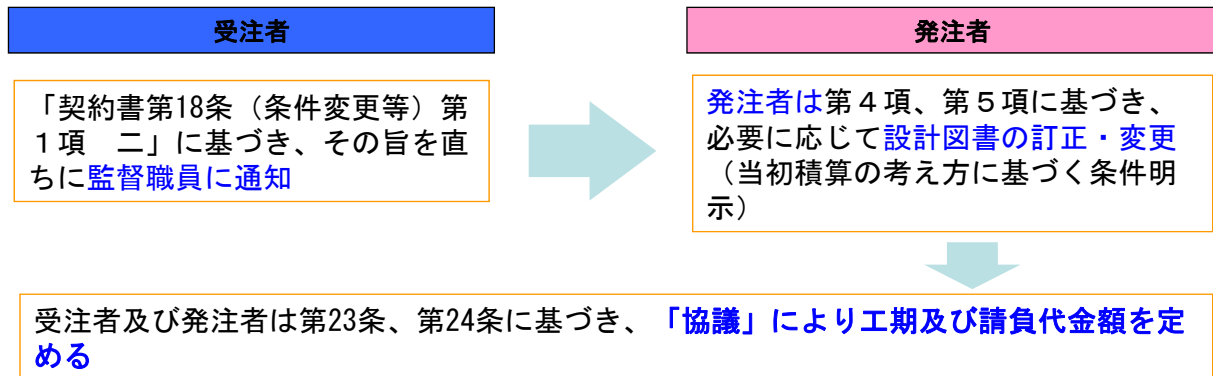
設計変更手続きフロー



(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

(契約書第18条第1項の二) <設計変更可能なケース>

○受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。

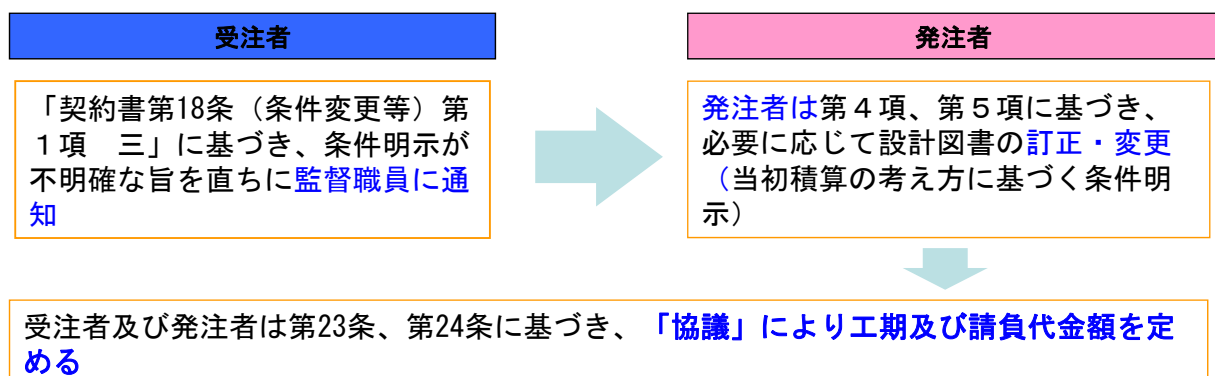


- ex. ア. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
 イ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
 ウ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない場合

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(契約書第18条第1項の三) <設計変更可能なケース>

○設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。

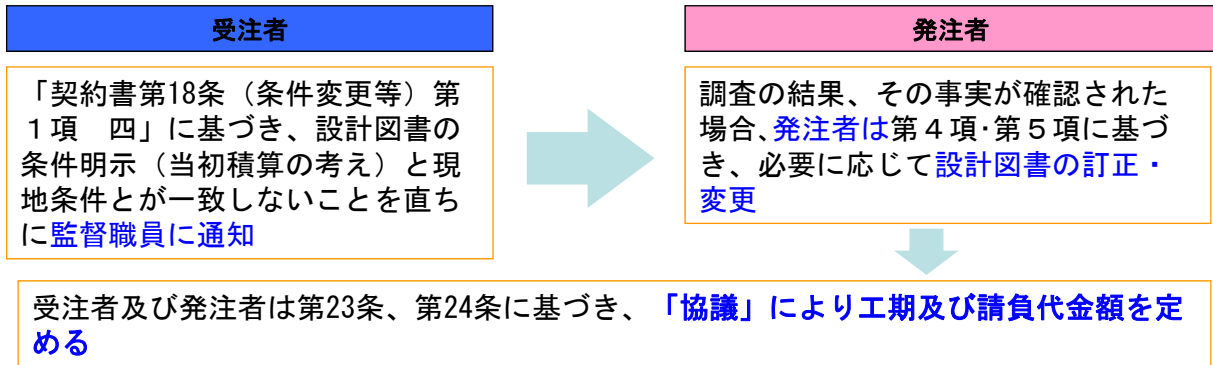


- ex. ア. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
 イ. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

(契約書第18条第1項の四) <設計変更可能なケース>

○自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。
また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取(捨)場、工用道路、通行道路、工事に関する法令等が挙げられる。

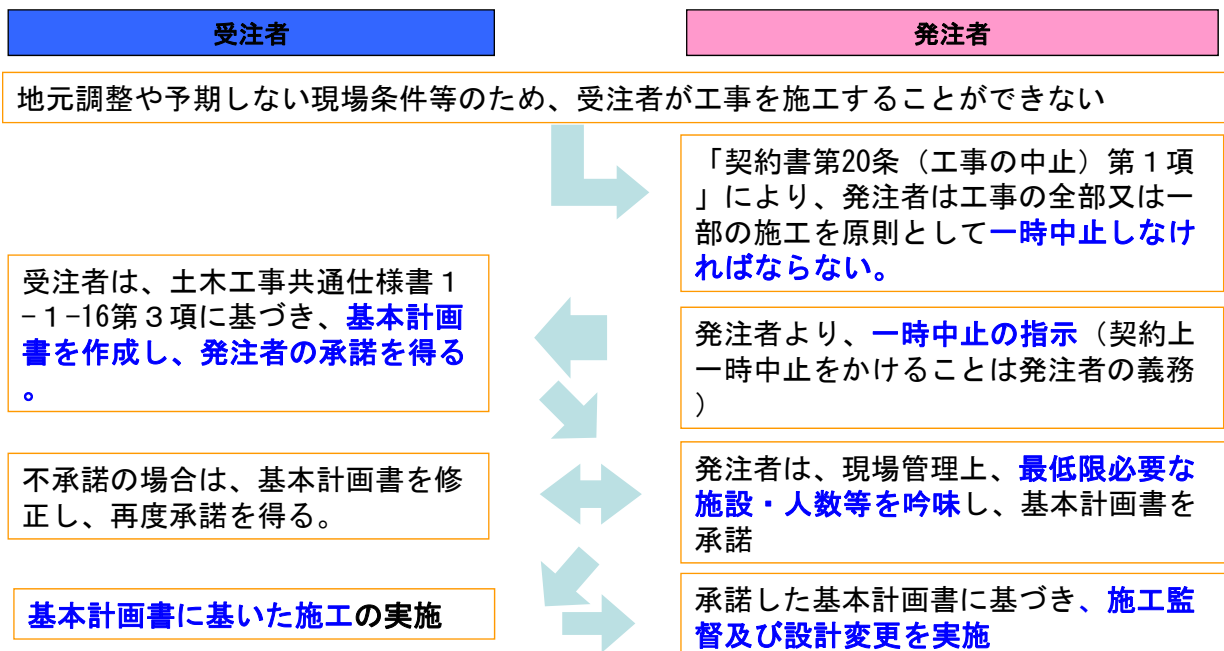


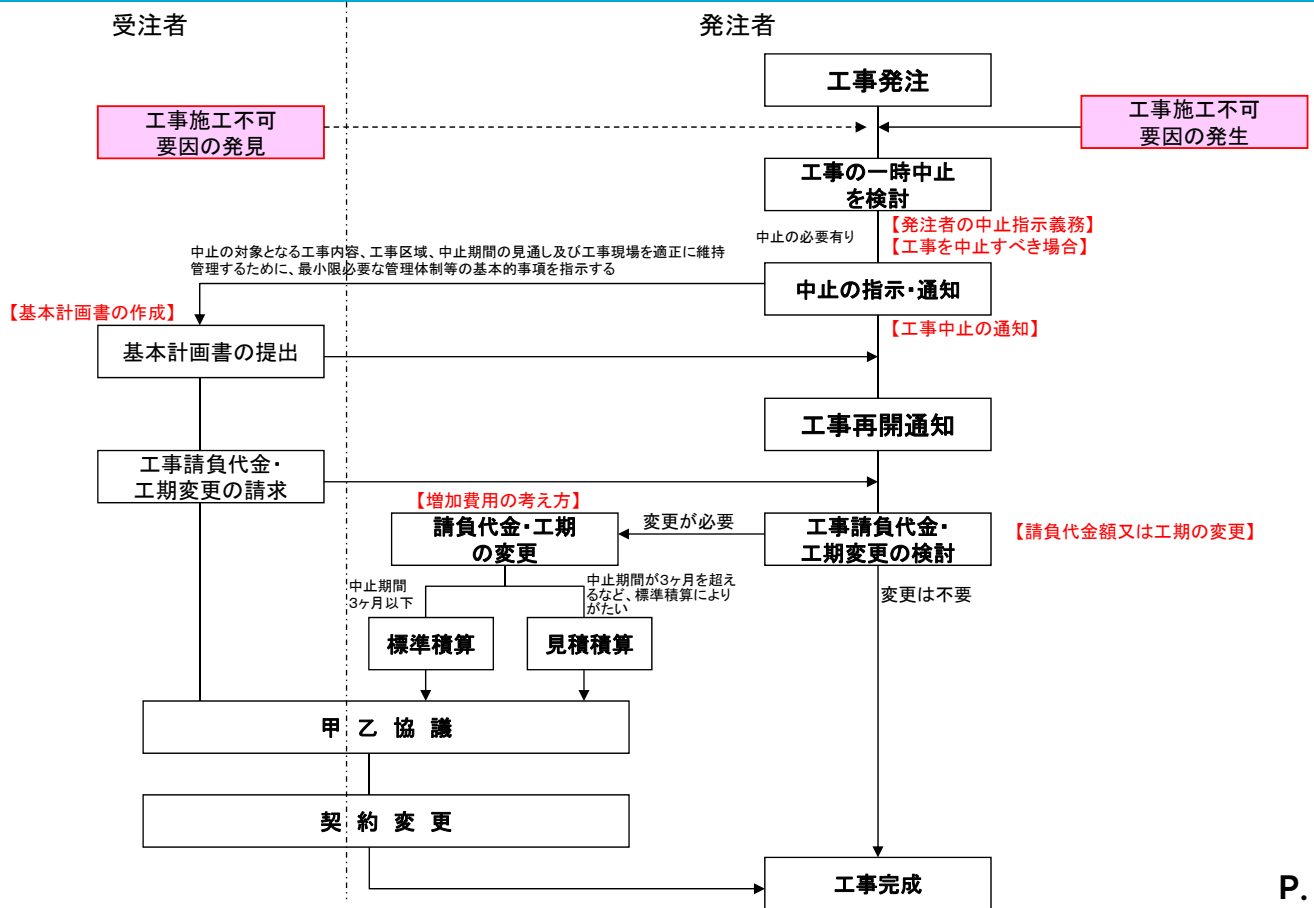
- ex. ア. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
 イ. 設計図書に明示された地下水水位が現地条件と一致しない場合
 ウ. 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合
 エ. 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合

(4) 工事中止の場合の手続き

(契約書第20条) <設計変更可能なケース>

○受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き





請負代金額又は工期の変更

◆工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。
 ※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。

請負代金額の変更

- ◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない請負者の増加費用、損害を負担しなければならない。
 - ◇増加費用
 - 工事用地等を確保しなかった場合
 - 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの
 - ◇損害の負担
 - 発注者に過失がある場合に生じたもの
 - 事情変更により生じたもの
- ※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

- ◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- ◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。
- ◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

<本工事施工中に中止した場合>

■増加費用の範囲

- ◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止(部分中止により工期延期となった場合を含む)を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

工事体制の縮小に要する費用

- ◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

工事の再開準備に要する費用

- ◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事